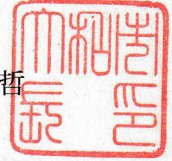


平成 28 年 12 月 28 日

特定非営利活動法人地域家族しんちゃんハウス
理事長 館合 みち子 様

大和市長 大木 哲



大和市寄附金税額控除の対象となる特定非営利活動法人の条例指定に係る申出の結果に
ついて（通知）

平成 28 年 7 月 29 日付で貴法人からあった大和市寄附金税額控除の対象となる特定非営利活動法人の
条例指定に係る申出について、地方税法第 314 条の 7 第 1 項第 4 号に規定する寄附金を受け入れる特定
非営利活動法人（市指定 NPO 法人）として、次のとおり大和州市税条例で指定したので通知します。

- 1 特定非営利活動法人の名称：特定非営利活動法人地域家族しんちゃんハウス
- 2 主たる事務所の所在地：大和市南林間七丁目 1 番 15 号
- 3 指定の効力が生じた日：平成 28 年 12 月 28 日
- 4 寄附金税額控除の対象となる寄附金の受領期間：平成 28 年 1 月 1 日から平成 33 年 12 月 31 日まで
（期間終了後引き続き指定を受けようとするときは、更新の申出が必要です。）

【添付書類】

- ・（資料 1）大和州市税条例の一部を改正する条例（公布文写し）
- ・（資料 2）市指定 NPO 法人が行う事務・手続等について
- ・（資料 3）大和市寄附金税額控除の対象となる特定非営利活動法人の条例指定に係る申出の資格、手続
等を定める規則（平成 24 年大和市規則第 70 号）
- ・（資料 4）大和市指定 NPO 法人制度指定申出の手引き

事務担当：市民経済部 市民活動課

協働・ボランティア・県人会・市民活動支援担当

住 所：〒242-0001

大和市下鶴間一丁目 1 番 1 号

（市役所本庁舎 1 階）

電 話：046-260-5103

受 付：平日 8：30～17：15